

はじめに

感染症発生動向調査事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成11年4月1日施行)に基づき、「京都市感染症発生動向調査事業実施要綱」により実施しています。

この調査には全数把握と定点把握の対象のものがあり、全数把握の対象の感染症は、患者を診断した医師は最寄りの保健所に届出を行うことが義務づけられています。定点把握の対象の感染症は、市内の感染症指定届出機関(定点医療機関)から管轄する保健センターに報告され、患者情報及び病原体情報を週単位及び月単位で収集・分析し、結果を公表しています。

平成25年の改正により、3月から「重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)」が四類感染症に、4月から「侵襲性インフルエンザ菌感染症」、「侵襲性髄膜炎菌感染症」、「侵襲性肺炎球菌感染症」が五類感染症に追加され、「髄膜炎菌性髄膜炎」は削除されました。10月から「感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)」が五類感染症に追加されました。また、5月に「鳥インフルエンザ(H7N9)」が指定感染症に定められ、施行されました。

平成25年は、風しんが春から夏にかけて関東、近畿地方を中心に大流行し、京都市では定点把握疾患から全数把握疾患に変更(平成20年)以降、最も多かった平成24年の年間報告数(26例)と比べて、約8倍となっており、特に20歳代から40歳代の男性の報告が多くみられました。また、インフルエンザも昨年に引き続き、定点当たりの報告数が警戒レベルの「30」を上回る流行になりました。

このたび、平成25年の事業報告書を作成しましたので、今後の公衆衛生行政及び感染症予防対策の参考として御活用いただければ幸甚に存じます。

なお、本報告書の作成にあたり、御協力いただきました京都府医師会、指定届出機関及び感染症発生動向調査委員会の諸先生方に厚くお礼申し上げますとともに、今後ともなお一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年11月

京都市保健福祉局